

平成23年3月9日

## 株 主 各 位

京都府宮津市字須津471番地の1  
**金 下 建 設 株 式 会 社**  
取締役社長 金 下 昌 司

### 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますと、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成23年3月24日（木曜日）午後1時
2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社講堂
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第60期（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第60期（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
（各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」40頁から45頁までに記載のとおりであります。）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kaneshita.co.jp/>）において、修正事項を掲載させていただきます。

## [添付書類]

# 事業報告

(平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国への輸出が堅調であったことや各種景気対策により企業収益、個人消費に限定的な改善が見られる等、景気の一部に回復の動きがあるものの、依然として雇用情勢や所得環境は厳しい状況にあり、また、円高の進行や株価の低迷も懸念される等、景気の先行きに不透明感を残すところとなりました。

建設業界におきましては、民間設備投資、住宅投資の下げ止まり感があるものの依然として低調であり、公共投資につきましても減少基調で推移しており、引き続き厳しい状況が続きました。

このような状況のもとで、当連結会計年度の当社グループの売上高は、建設事業で163億3千7百万円、その他の事業で3億2千3百万円、合計では166億6千万円（前期比56.3%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は4億1千万円（前期比72.2%増）、経常利益は5億5千1百万円（前期比27.5%増）、当期純利益は2億7千1百万円（前期比2.7%増）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

#### (建設事業)

受注工事高につきましては、建設市場が低迷するなかで、採算性を考慮した受注確保に努めてまいりましたが、受注競争が一段と激化したこと等により、113億4千5百万円（前期比14.3%減）となりまし

た。構成比は、土木工事42.9%、建築工事57.1%、発注者別では、官公庁工事44.4%、民間工事55.6%であります。

主な受注工事は次のとおりであります。

「大田区新店舗新築工事」（平川商事(株)）

「（仮称）オークラ金沢店増改築工事」（(株)オークラ）

「（仮称）ベニス東大阪店新築工事」（ベニス産業(株)）

「蹴上浄水場1・2号ちんでん池築造（土木その1）及び粉末活性炭接触池築造工事」（京都市）

「（仮称）相国寺門前町の共同住宅 東棟及び、西棟新築工事」（(株)成基）

完成工事高につきましては、前期繰越大型工事の完成や当連結会計年度より工事進行基準を適用したこと等により、163億3千7百万円（前期比59.6%増）となりました。内訳は土木工事69億3千7百万円（前期比20.3%増）、建築工事94億円（前期比110.5%増）となりました。構成比は、土木工事42.5%、建築工事57.5%、発注者別では、官公庁工事36.0%、民間工事64.0%であります。

主な完成工事は次のとおりであります。

「ポップタウン住道オペラパーク A-2棟（東館）建設工事」（大川創業(株)）

「財団法人 丹後中央病院 病床増築工事（第三期）」（(財)丹後中央病院）

「キョーナタウン茨木 R171店（仮称）新築工事」（アンダーツリー(株)）

「スーパードーム新築工事」（(株)晃商）

「KTR福知山駅B0新設他工事」（西日本旅客鉄道(株)）

完成工事総利益につきましては、完成工事高の増加に加え、利益確保に向け原価管理を一層強化したことにより、11億9千8百万円（前期比25.8%増）となりました。

(その他の事業)

主にアスファルト合材の販売で、売上高は3億2千3百万円（前期比23.7%減）、売上総利益は1億1千5百万円（前期比5.6%増）となりました。

事業部門別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

(単位：百万円)

区 分		受 注 工 事 高			売 上 高		
		前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率
建設事業	土木工事	5,626	4,868	△13.5%	5,769	6,937	20.3%
	建築工事	7,605	6,477	△14.8	4,466	9,400	110.5
	計	13,231	11,345	△14.3	10,235	16,337	59.6
その他の事業		—	—	—	423	323	△23.7
合 計		13,231	11,345	△14.3	10,658	16,660	56.3

②設備投資の状況等

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第57期 (平成19年度)	第58期 (平成20年度)	第59期 (平成21年度)	第60期 (平成22年度)
受 注 工 事 高	17,408	11,977	13,231	11,345
売 上 高	16,188	15,197	10,658	16,660
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	52	△ 1,020	264	271
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	2円77銭	△54円93銭	15円01銭	15円88銭
総 資 産	30,017	26,482	28,283	26,171
純 資 産	23,003	20,959	20,660	20,430
1株当たり純資産額	1,211円65銭	1,172円04銭	1,180円70銭	1,198円49銭

## (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	24.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業
株式会社KALS	10百万円	100.0%	コンサルティング事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

## (4) 対処すべき課題

建設業界は、民間設備投資の改善が期待されるものの、公共投資については、継続的な減少が予想されるため、大幅な回復は見込まず、引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。このような厳しい環境を勝ち抜いていくため、当社グループでは、全役職員が常に問題意識を持って、絶えず改善を繰り返し行い、受注拡大、利益確保に努めてまいります。

受注拡大のために、官庁・民間を問わず、多種多様な顧客ニーズに

対応できるよう、これまでに蓄積してきたノウハウや培ってきた技術力及び収集した情報を総合的に活かした提案力を強化し、経営資源を有効に活用した営業活動を積極的に展開してまいります。

また、採算性を考慮した適切な受注判断、工程管理・予算管理能力の強化及び業務の効率化等により、収益力の向上を図ってまいります。

さらに、顧客から信頼を得られる人材や、将来を担う人材の育成にも取り組んでまいります。

今後も、環境への配慮と、安全・品質の確保を追求し、安心して安全な生活空間を提供するとともに、地域社会をはじめ全てのステークホルダーから信頼され、必要とされる企業であり続けるために、コンプライアンスの徹底と企業の社会的責任を果たすための取り組みを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成22年12月31日現在）

事業部門別	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
その他の事業	アスファルト合材の製造、販売事業並びにバラセメント・砂の販売事業、LOHAS（ロハス）関連の事業化総合コンサルティング事業

(6) 主要な営業所 (平成22年12月31日現在)

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都(京都市)、大阪(大阪市)、兵庫(豊岡市)
司建設株式会社	本社	京都府宮津市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市
株式会社KALS	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況 (平成22年12月31日現在)

使用人数 (前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
211名 (12名減)	45.6才	17.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成22年12月31日現在)

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数   | 40,000,000株 |
| ②発行済株式の総数   | 19,033,300株 |
| ③株主数        | 2,327名      |
| ④大株主(上位10名) |             |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	993	5.92
ビービーエイチフォーフィデリティ ロープライスストックファンド	850	5.06
株式会社京都銀行	840	5.01
株式会社りそな銀行	837	4.99
株式会社みずほ銀行	833	4.97
金下欣司	645	3.85
金下昌司	616	3.67
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	581	3.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	567	3.38
金下建設従業員持株会	541	3.22

(注) 持株比率は自己株式(2,246,557株)を控除して計算しております。



## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ①取締役及び監査役の状況（平成22年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 下 欣 司	
代表取締役社長	金 下 昌 司	
専 務 取 締 役	橋 本 堅 吾	京都支店長兼建築担当 株式会社KALS代表取締役
常 務 取 締 役	岡 田 康 弘	経営企画統括担当兼土木統括担当
取 締 役	平 岡 雅 紀	営業本部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所代表社員
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	矢 野 速 巳	ヤノ株式会社取締役
監 査 役	松 宮 繁 雄	松宮税務会計事務所所長

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の矢野速巳氏及び松宮繁雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役の矢野速巳氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役の三田昭彦氏及び松宮繁雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
  - ・監査役松宮繁雄氏は、税理士の資格を有しております。

## ②取締役及び監査役の報酬等

### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	128,500千円 (3,130千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	11,372千円 (1,860千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	139,872千円 (4,990千円)

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,560千円(取締役6名に対し12,700千円(うち社外取締役1名に対し130千円)、監査役3名に対し860千円(うち社外監査役2名に対し60千円))。

## ③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は、弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- ・監査役矢野速巳氏は、ヤノ株式会社の取締役であります。なお、当社は、ヤノ株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役松宮繁雄氏は、松宮税務会計事務所の所長であります。なお、当社は、松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 田中彰寿	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役 矢野速巳	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回の全てに出席し、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役 松宮繁雄	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

##### ②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的を実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・当社は、反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
- ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的な目標を定めています。
- ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
- ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制を整備します。
- ・当社の社訓及びコンプライアンス規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
- ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間

での、情報の共有化を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・ 当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
  - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。
  
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告する体制とします。
  - ・ 取締役は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役へ報告する体制とします。
  - ・ 当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。

## 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

---

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。



## 連結貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	17,979	<b>流動負債</b>	5,198
現金預金	10,185	支払手形・工事未払金等	2,085
受取手形・完成工事未収入金等	3,046	未払法人税等	188
有価証券	908	未成工事受入金	2,222
未成工事支出金等	3,412	完成工事補償引当金	18
繰延税金資産	32	工事損失引当金	20
その他	420	その他	665
貸倒引当金	△ 24	<b>固定負債</b>	543
<b>固定資産</b>	8,192	役員退職慰労引当金	372
<b>有形固定資産</b>	2,184	繰延税金負債	156
建物・構築物	520	負ののれん	5
機械装置・運搬具	97	その他	11
土地	1,563	<b>負債合計</b>	5,741
その他	4	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	95	<b>株主資本</b>	19,871
ソフトウェア	86	資本金	1,000
その他	8	資本剰余金	2,121
<b>投資その他の資産</b>	5,913	利益剰余金	17,508
投資有価証券	5,480	自己株式	△ 758
長期貸付金	59	評価・換算差額等	248
その他	710	その他有価証券評価差額金	248
貸倒引当金	△ 335	<b>少数株主持分</b>	311
<b>資産合計</b>	26,171	<b>純資産合計</b>	20,430
		<b>負債・純資産合計</b>	26,171

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結損益計算書

(平成22年1月1日から  
平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,660
売 上 原 価		15,346
売 上 総 利 益		1,313
販売費及び一般管理費		903
営 業 利 益		410
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	138	
雑 収 入	72	209
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
為 替 差 損	17	
雑 支 出	50	68
経 常 利 益		551
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5	6
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23	
減 損 損 失	14	
そ の 他	1	38
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		519
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	188	
法 人 税 等 調 整 額	41	229
少 数 株 主 利 益		19
当 期 純 利 益		271

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成22年1月1日から)  
(平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年12月31日残高	1,000	2,121	17,531	△ 594	20,057
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 293		△ 293
当期純利益			271		271
自己株式の取得				△ 164	△ 164
自己株式の処分		△ 0		0	0
資本剰余金から利益剰余金への振替		0	△ 0		-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 23	△ 164	△ 186
平成22年12月31日残高	1,000	2,121	17,508	△ 758	19,871

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成21年12月31日残高	311	292	20,660
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 293
当期純利益			271
自己株式の取得			△ 164
自己株式の処分			0
資本剰余金から利益剰余金への振替			-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 64	19	△ 45
連結会計年度中の変動額合計	△ 64	19	△ 231
平成22年12月31日残高	248	311	20,430

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	司建設(株)、(株)和田組、(株)K A L S

##### ②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 P F I 舞鶴常団地(株)
-----------	--

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用会社はありません。

##### ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 P F I 舞鶴常団地(株)
----------------------	--

持分法を適用していない関連会社の名称	(株)金下工務店、サンキ工業(株)
--------------------	-------------------

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と同一であります。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ) たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。

平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による定額法によっております。

建物以外（建物附属設備を含む）

平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法の定めと同一の基準による定率法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械装置 5～10年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### (イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (ロ) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に将来の見積補償額を計上しております。

#### (ハ) 工事損失引当金

当連結会計年度末未持手工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

#### (ニ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当連結会計年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として、投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

#### (会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

#### (ホ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④重要な収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### (会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、売上高は1,454百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前

当期純利益が、それぞれ36百万円増加しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

5年間の均等償却を行っております。

(7) 連結貸借対照表の表示方法の変更

無形固定資産の電話加入権（当連結会計年度7百万円）については、前連結会計年度までは区分掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当連結会計年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 現金預金 200百万円

上記の資産は、従業員預り金137百万円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,989百万円

- (3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関が休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 62百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 20百万円

- (2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	金額（百万円）
賃 貸 資 産	土 地	京都府宮津市	9
遊 休 資 産	電 話 加 入 権	—	5
	合 計		14

当社グループの資産グルーピングは、事業用資産においては建設事業及びその他の事業により、賃貸資産及び遊休資産においては個別に減損損失を判定しております。その結果、地価の下落及び収益性の低下等が認められる資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は路線価等による正味売却価額により測定しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	19,033,300	—	—	19,033,300

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式 (注) 1、2	1,782,078	465,279	800	2,246,557

(注) 1. 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の数の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

平成22年3月25日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 293百万円
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 平成21年12月31日
- ・効力発生日 平成22年3月26日

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成23年3月24日開催予定の第60回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 285百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 平成22年12月31日
- ・効力発生日 平成23年3月25日

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

###### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収



懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	10,185	10,185	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	3,046	3,046	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,998	4,065	67
② その他有価証券	2,083	2,083	—
(4) 長期貸付金	59		
貸倒引当金（※）	△ 4		
	55	56	1
資 産 計	19,368	19,435	68
(1) 支払手形・工事未払金等	2,085	2,085	—
(2) 未払法人税等	188	188	—
負 債 計	2,273	2,273	—

（※）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、信用リスクを考慮し

て、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

- (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	27
投資事業有限責任組合出資金	279

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

#### 6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,198円49銭
② 1株当たり当期純利益	15円88銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

平成23年4月に退職金制度を変更し、適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行する予定であります。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用し、平成23年12月期において特別損失125百万円（概算）の計上を見込んでおります。

## 貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>17,452</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,054</b>
現金預金	9,896	支払手形	758
受取手形	1,347	工事未払金	1,297
完成工事未収入金	1,514	未払金	313
兼業事業未収入金	54	未払費用	130
有価証券	908	未払法人税等	179
未成工事支出金	3,221	未成工事受入金	2,136
材料貯蔵品	47	預り金	66
繰延税金資産	30	完成工事補償引当金	17
未収入金	426	工事損失引当金	20
その他	33	その他	137
貸倒引当金	△ 23	<b>固定負債</b>	<b>539</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,182</b>	役員退職慰労引当金	372
<b>有形固定資産</b>	<b>2,134</b>	繰延税金負債	156
建築物	465	その他	11
構築物	51	<b>負債合計</b>	<b>5,593</b>
機械装置	81	<b>純資産の部</b>	
車輛運搬具	10	<b>株主資本</b>	<b>19,794</b>
工具器具・備品	4	資本金	1,000
土地	1,523	資本剰余金	2,121
<b>無形固定資産</b>	<b>93</b>	資本準備金	2,121
ソフトウェア	86	<b>利益剰余金</b>	<b>17,431</b>
その他	8	利益準備金	250
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,954</b>	その他利益剰余金	17,181
投資有価証券	5,457	別途積立金	16,200
関係会社株式	40	繰越利益剰余金	981
出資金	45	<b>自己株式</b>	<b>△ 758</b>
長期貸付金	117	評価・換算差額等	248
保険積立金	75	その他有価証券評価差額金	248
その他	589	<b>純資産合計</b>	<b>20,041</b>
貸倒引当金	△ 363	<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,634</b>
投資損失引当金	△ 5		
<b>資産合計</b>	<b>25,634</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成22年 1月 1 日から  
平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	15,785	
兼業事業売上高	383	16,168
売 上 原 価		
完成工事原価	14,699	
兼業事業売上原価	267	14,966
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	1,086	
兼業事業総利益	116	1,202
販売費及び一般管理費		835
営 業 利 益		367
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	138	
雑収入	69	207
営 業 外 費 用		
支払利息	1	
為替差損	17	
雑支出	50	68
経 常 利 益		506
特 別 利 益		
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入額	5	6
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	23	
減損	14	
貸倒引当金繰入額	30	
その他	6	73
税 引 前 当 期 純 利 益		439
法人税、住民税及び事業税	179	
法人税等調整額	42	221
当 期 純 利 益		218

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成22年1月1日から)  
(平成22年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
別 積 立 金	途 利 益 剰 余 金							
平成21年12月31日残高	1,000	2,121	-	2,121	250	16,200	1,056	17,506
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 293	△ 293
当期純利益							218	218
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 0	△ 0				
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			0	0			△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 76	△ 76
平成22年12月31日残高	1,000	2,121	-	2,121	250	16,200	981	17,431

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成21年12月31日残高	△ 594	20,033	311	311	20,344
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 293			△ 293
当期純利益		218			218
自己株式の取得	△ 164	△ 164			△ 164
自己株式の処分	0	0			0
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		-			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△ 64	△ 64	△ 64
事業年度中の変動額合計	△ 164	△ 239	△ 64	△ 64	△ 303
平成22年12月31日残高	△ 758	19,794	248	248	20,041

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。  
その他有価証券

時価のあるもの 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。  
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。  
材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。  
販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

平成10年3月31日以前に取得したもの  
法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。  
平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの  
法人税法の定めと同一の基準による旧定額法によっております。  
平成19年4月1日以降に取得したもの  
法人税法の定めと同一の基準による定額法によっております。

建物以外（建物附属設備を含む）

平成19年3月31日以前に取得したもの  
法人税法の定めと同一の基準による旧定率法によっております。  
平成19年4月1日以降に取得したもの  
法人税法の定めと同一の基準による定率法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年  
機械装置 5～10年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用として、投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

- (ホ) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。
- (ハ) 投資損失引当金 関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要見込額を計上しております。

(追加情報)

当事業年度より、関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して投資損失引当金を計上しております。当事業年度に発生した投資損失引当金繰入額5百万円は特別損失の「その他」に含めて計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当事業年度より適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これにより、完成工事高は1,351百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ33百万円増加しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 貸借対照表の表示方法の変更

無形固定資産の電話加入権（当事業年度7百万円）については、前事業年度までは区分掲記しておりましたが、重要性が低下したため、当事業年度より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                 |      |          |
|---------------------------------|------|----------|
| (1) 担保に供している資産                  | 現金預金 | 200百万円   |
| 上記の資産は、従業員預り金137百万円の担保に供しております。 |      |          |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額              |      | 2,925百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |      |          |
| 短期金銭債権                          |      | 79百万円    |
| 長期金銭債権                          |      | 107百万円   |
| 短期金銭債務                          |      | 25百万円    |



- (4) 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日は金融機関が休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形 62百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 売上高 171百万円
- ② 仕入高 438百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 20百万円
- (2) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 20百万円
- (3) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額(百万円)
賃貸資産	土地	京都府宮津市	9
遊休資産	電話加入権	—	5
	合計		14

当社の資産グルーピングは、事業用資産においては建設事業及びその他の事業により、賃貸資産及び遊休資産においては個別に減損損失を判定しております。その結果、地価の下落及び収益性の低下等が認められる資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は路線価等による正味売却価額により測定しております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式 (注) 1、2	1,782,078	465,279	800	2,246,557

- (注) 1. 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加及び単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 自己株式の数の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

投資有価証券評価損	160百万円
貸倒引当金	151百万円
減損損失	149百万円
工事損失引当金	8百万円
役員退職慰労引当金	151百万円
その他	34百万円
<hr/>	
繰延税金資産小計	653百万円
評価性引当額	△516百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	137百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△208百万円
前払年金費用	△ 55百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△263百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△126百万円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額  
(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具・備品	23	21	2
その他	7	6	1
合計	31	28	3

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	3百万円
1年超	－百万円
<hr/>	
合計	3百万円

なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高相当額が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	8百万円
減価償却費相当額	8百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,193円87銭
② 1株当たり当期純利益	12円76銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

平成23年4月に退職金制度を変更し、適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行する予定であります。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用し、平成23年12月期において特別損失125百万円（概算）の計上を見込んでおります。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月23日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 業務執行社員 公認会計士 木田 稔 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年4月に適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年2月23日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 業務執行社員 公認会計士 木田 稔 ㊟

指定社員 業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 個別注記表の重要な会計方針に係る事項に記載されているとおり、会社は当事業年度より「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用している。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年4月に適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ移行する予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査役会は、平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年2月25日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊟

社外監査役 矢 野 速 巳 ㊟

社外監査役 松 宮 繁 雄 ㊟

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

金下建設株式会社  
取締役社長 金下昌司

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額 285,374,631円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年3月25日



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
金下欣司 (昭和12年8月12日生)	昭和33年1月 当社入社 昭和34年2月 当社取締役 昭和43年2月 当社取締役副社長 昭和52年3月 当社代表取締役社長 平成18年3月 当社代表取締役会長（現任）	645,666株
金下昌司 (昭和39年3月31日生)	平成元年4月 当社入社 平成2年3月 当社取締役 平成3年3月 当社専務取締役 平成15年3月 当社取締役副社長品質・環境・安全マネジメント担当 平成16年3月 当社取締役副社長経営・企画担当 平成18年3月 当社代表取締役社長（現任）	616,557株
橋本堅吾 (昭和16年10月2日生)	昭和54年4月 当社入社 平成5年3月 当社取締役建築部長 平成13年3月 当社常務取締役建築部長 平成14年4月 当社常務取締役建築担当 平成17年3月 当社専務取締役建築担当 平成19年3月 株式会社KALS代表取締役（現任） 平成19年4月 当社専務取締役京都支店長兼建築担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社KALS 代表取締役	6,000株
平岡雅紀 (昭和24年6月15日生)	昭和53年11月 当社入社 平成10年4月 当社営業部長 平成17年3月 当社取締役営業本部長（現任）	6,000株

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
田 中 彰 寿 (昭和25年3月26日生)	昭和50年4月 弁護士登録 昭和54年9月 田中法律事務所（現弁護士法人田中彰寿法律事務所） 設立 代表社員（現任） 平成17年4月 平成17年度京都弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 平成18年3月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人田中彰寿法律事務所 代表社員	—
萩 原 優 (昭和25年2月23日生)	昭和47年3月 当社入社 平成18年3月 当社参事土木部長 平成21年4月 当社執行役員土木部長（現任）	5,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中彰寿氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中彰寿氏を社外取締役として選任をお願いする理由は、弁護士としての専門知識及び経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 田中彰寿氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって5年となります。
5. 当社と田中彰寿氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役矢野速已氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
矢野速已 (昭和9年9月2日生)	平成3年5月 ヤノ株式会社代表取締役会長 平成6年3月 当社監査役(現任) 平成18年10月 ヤノ株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ヤノ株式会社 取締役	21,000株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 矢野速已氏は社外監査役候補者であります。
3. 矢野速已氏を社外監査役として選任をお願いする理由は、長年にわたる会社経営の経験があることや、社外の客観的視点からの経営監視により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 矢野速已氏は、現在、当社の監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって17年となります。
5. 当社と矢野速已氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。  
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、矢野速已氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
上原正夫 (昭和22年3月23日生)	平成18年8月 税理士登録 上原正夫税理士事務所設立 所長(現任) (重要な兼職の状況) 上原正夫税理士事務所 所長	2,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上原正夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 上原正夫氏を補欠の社外監査役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 上原正夫氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます岡田康弘氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
岡 田 康 弘	平成13年3月 当社取締役 平成18年3月 当社常務取締役（現任）

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.